

生駒市条例第36号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第5条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の122.5」とあるのは「100分の157.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の177.5」を

「100分の130」とあるのは、「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬等条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の常勤特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与等条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（以下「改正後の水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内扱)

- 3 改正後の議員報酬等条例、改正後の常勤特別職給与条例、改正後の教育長給与等条例又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当、改正後の常勤特別職給与条例の規定による給与、改正後の教育長給与等条例の規定による給与又は改正後の

水道事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。